

空き家の改修等を
考えている方へ。

鏡石町空き家改修等支援補助事業のお知らせ

町内の空き家を購入し改修、解体等を考えている移住者、新婚世帯、子育て世帯、避難者・被災者の方を対象に改修等にかかった費用の一部を補助します。

\\ 3つの支援制度があります //

【改修等の費用】

- ①改修(リフォーム)費
→最大 **150** 万円
※二地域居住者は最大80万円
- ②ハウスクリーニング等
→最大 **30** 万円
※既居住者は対象外

【解体費用】

- ①解体費
→最大 **80** 万円
※同一敷地内で建て替えをすることが前提となります。

【調査費用】

- ①状況調査費
→最大 **4** 万円
※空き家の状況の把握や市場価値を明確にするために行う、既存住宅状況調査費が対象となります。

●事業の詳細については裏面をご覧ください。

【お問合せ先】

鏡石町企画財政課(企画調整グループ)
〒969-9492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345
電話:0248-62-2117
メール:kikakuzaisei@town.kagamiishi.lg.jp

🔍 鏡石町空き家改修等支援事業



鏡石町空き家改修等支援補助事業

基本条件

- ①3ヶ月以上居住していない住宅を取得した方
- ②リフォーム等完了後、5年以上定住する意思があること

1 空き家のリフォームなら

補助対象者

- ①県外からの移住者
- ②県内の子育て世帯 (子どもは18歳以下)
- ③新婚世帯 ※婚姻から3年以内の夫婦共に39歳以下の世帯
- ④東日本大震災の被災者・避難者
- ⑤二地域居住者
- ⑥既居住者

補助金額

- 空き家のリフォーム費用:2分の1以内かつ最大150万円
- ハウスクリーニング費用:2分の1以内かつ最大30万円

補助金加算額

- 空き家バンクに登録された物件の場合
- 世帯員全員が35歳以下の子育て世帯又は子どもが3人以上いる多子世帯
- 対象工事等において町内事業者と契約を締結した場合



2 空き家の解体なら

補助対象者

- ①県外からの移住者
- ②県内の子育て世帯 (子どもは18歳未満)
- ③新婚世帯 ※婚姻から3年以内の夫婦共に39歳以下の世帯
- ④東日本大震災の被災者・避難者

補助金額

- 空き家の解体工事費の2分の1以内かつ最大80万円
※残置物処分、付属建物、庭木剪定等含む

3 空き家の調査なら

補助対象者

- ①空き家の所有者
- ②相続予定者
- ③空き家の賃借・購入予定者

補助金額

- 調査費の2分の1以内かつ最大4万円

●詳しくは企画財政課までお問合せください。